

Vol.6

R8.7月号

みやざき

ジョカツNAVI

—女性活躍推進—

テーマ

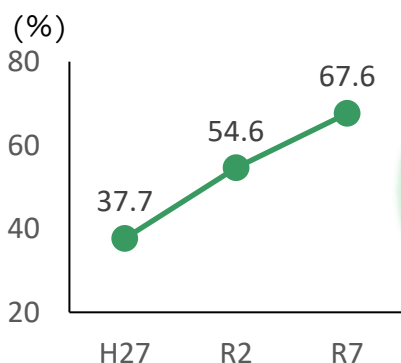
女性の就業意識と男性の家事意識

これからの「働き方・暮らし方」を一緒に考えてみませんか？

働き続けたいと
希望する女性が増えています

67.6%

結婚や子どもができてみずと仕事をもっている方が
良いと考える人の割合(女性)



年々、
「働き続けたい」
という思いが
高まっています。

※ 男女共同参画社会づくりのための県民意識調査(宮崎県)

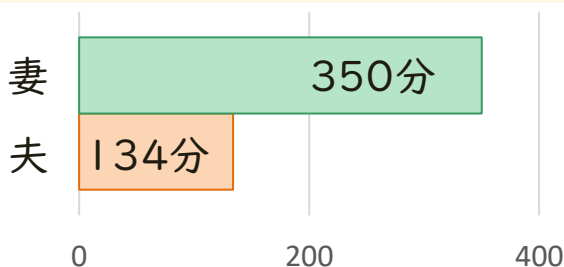
家事に前向きな
男性が増えています

74.1%

自分と配偶者で半分ずつ
分担したいと考える人の
割合(男性)
※ 外部サービスの利用を含む

※ R6 男女共同参画社会に関する世論調査(内閣府)

一方で、共働き世帯の
妻の家事時間は夫の3倍弱と、
依然として家事負担が女性に偏っています。



6歳未満の子どもを持つ夫・妻の家事関連時間
(週全体、夫婦と子どもの共働き世帯、宮崎県)

※ R3 社会生活基本調査(総務省)

働き続けたいという思いは、女性だけでは実現は難しい。

男性も、女性も、お互いを支え合えることが大切です。

あなたのご家庭ではどうですか？



お互いの希望を話し合う
時間がありますか？



家事の分担を
話し合っていますか？



「ありがとう」を
伝えていますか？

ひなたのとも家事SNSキャンペーンやってます！

応募締切：令和8年8月31日(月)

県が推進中の「とも家事」✨

簡単な質問で、あなたの「とも家事タイプ」をチェック🔍

家族で結果をシェアして、楽しく家事を分かち合いませんか？

今だけ！診断結果のシェアでAmazonギフト券が当たるチャンス🎁

まずは診断サイトへGO！

SNS キャンペーン

※とも家事…性別に関わらず、家事や育児をみんなで分かち合うこと。

参加は簡単！

スマホで
いますぐチェック！



女性にやさしい職場づくり応援事業

女性活躍のための取り組みにご活用いただけます



女性専用トイレ



在宅勤務環境整備



資格取得支援



検診受診支援



活躍事例紹介

奨励金・補助金の種類は3タイプ

タイプA

トップランナーを目指す企業

えるばし認定を受けた、または認定の区分が上がった企業へ支給

100万円



タイプB

女性の活躍を後押しする企業

積極採用、多様な働き方の推進などに取り組んだ企業へ支給

最大 100万円

タイプC

女性にやさしい環境を整備する企業

女性が働きやすい職場環境を整備した費用の一部を補助

10~60万円(補助率2分の1)

〈取り組み例〉
女性専用トイレ、休憩室、更衣室の新設・改修など

【主な申請要件】

- ・従業員10~300人の県内企業・事業主
- ・「みやざき女性の活躍推進会議」への入会が必要



◀詳しくはこちら

問合せ先: 女性活躍推進室
☎(0985) 26-7040

気軽にご相談ください!

女性活躍推進関連事業の紹介

みやざき女性就業支援センター

女性の「働きたい」をサポート!

県内で就業を希望する女性の方へ

人材を確保したい県内事業所へ

就職活動の相談
求職活動セミナー など

求人アドバイス
多様な働き方の提案 など



人材バンクを活用したマッチング
職場見学会・就職面談会 など



☆相談窓口☆

宮崎(予約優先) 月~金 9:00~18:00
都城(要予約) 毎週火 9:00~17:00
延岡(要予約) 毎週木 9:00~17:00

詳しくはこちら! →



みやざき女性就業支援センター ☎(0985) 41-8650

担当課: 雇用労働政策課

合同就職説明会

みやざき県内企業発見 合同就職説明会
in宮崎! / 都城! / 延岡!

〈開催日時・場所〉

を開催します!

8/8 (土) 都城会場	8/19 (水) 延岡会場	8/22 (土) 宮崎会場①	8/23 (日) 宮崎会場②
早水公園体育文化センター	延岡総合文化センター	宮崎県防災庁舎	宮崎県防災庁舎

13:30~16:00

女性就業支援センターは
都城会場に出展!

受付13:00~

詳しくはこちら! →



問合せ先: 雇用労働政策課 ☎(0985) 26-7105

男性育児休業取得奨励金

男性従業員が4週間以上の育休を取得した場合、次の奨励金
(累計100万円/年が上限) を給付します。

- 育休取得者に対して育児休業給付金とは別に手当を支給した場合
→4週間あたり上限5万円 ※出生後休業支援給付金の支給期間は対象外
- 男性従業員が育休を取得した場合
→定額25万円 ※年度1回限り
- 育休取得者の育休期間中に代替人員として新たな従業員を雇用した場合 →育休取得者1人あたり定額20万円
- 育休取得者の所属部署で業務代替者への手当を支給した場合
→育休取得者1人あたり上限20万円



問合せ先: こども政策課 ☎(0985) 44-2602

宮崎県女性活躍推進室 ☎(0985) 26-7040